

「伊賀市若者会議」活動支援業務委託

公募型プロポーザル実施要領

2020（令和2）年1月

伊賀市

## 1 業務概要

### (1) 目的

「伊賀市IGABITO（伊賀びと）育成ビジョン」に基づき、自らが地域の担い手となり、より良い”伊賀”を創る意識と実行力を持った若者（＝IGABITO（伊賀びと））を育成するため、本市が組織する「伊賀市若者会議」のメンバーの主体性の醸成や協働による地域活性化、また関係人口創出に向けた活動への支援を行う。

### (2) 名称

「伊賀市若者会議」活動支援業務委託

### (3) 履行場所

三重県伊賀市四十九町地内

### (4) 業務内容

別紙「伊賀市若者会議」活動支援業務委託仕様書」のとおり

### (5) 履行期間

契約締結日から2021（令和3）年3月31日まで

### (6) 参考図書

- ・伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略  
<https://www.city.iga.lg.jp/0000003098.html>
- ・伊賀市シティプロモーション指針  
<https://www.city.iga.lg.jp/cmsfiles/contents/0000004/4728/H30.3cp-shishin.pdf>
- ・伊賀市IGABITO（伊賀びと）育成ビジョン  
[https://www.city.iga.lg.jp/cmsfiles/contents/0000004/4730/igabito\\_vision.pdf](https://www.city.iga.lg.jp/cmsfiles/contents/0000004/4730/igabito_vision.pdf)
- ・地域再生計画「伊賀市若者会議を核としたIGABITO育成プラットフォーム形成事業」  
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/a489.pdf>
- ・「伊賀市若者会議」に関する資料  
<https://www.city.iga.lg.jp/0000006603.html>  
※伊賀市ホームページにて公開

## 2 プロポーザルの実施方式

公募型プロポーザル方式

## 3 提案限度額

委託料の上限は、14,751,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

## 4 参加資格

公告日現在、次に掲げる資格要件のすべてを満たす者とする。ただし、参加資格確認後であっても要件に該当しないことが明らかになった場合は欠格とする。

- (1) 伊賀市プロポーザル方式実施要綱（平成25年伊賀市告示第176号）第5条各号の要件を満たす者であること。ただし、同条第1号に規定する入札参加資格者名簿への登録については、業種が「計画策定・コンサルティング」または「イベント企画・運営」の者とする。
- (2) 過去5年間で地方自治体の地域人材育成に関する業務の受注実績を有する者であること。（現在契約中の業務を含む。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。また、役員等が暴力団員でないこと、及び暴力団員が経営に事実上参加していないこと。

## 5 応募方法

本件プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次のとおり参加資格確認申請書等を提出するものとする。

- (1) 受付期間 2020（令和2）年1月22日（水）から2020（令和2）年2月10日（月）まで  
※午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）
- (2) 受付場所 伊賀市役所企画振興部総合政策課  
伊賀市四十九町3184番地
- (3) 提出方法 持参または郵送（郵送の場合は2月10日までに必着）  
※上記受付時間外に提出された書類は一切受理しない。
- (4) 提出部数 原本1部
- (5) 提出書類 ① プロポーザル参加資格確認申請書（様式第2号）  
② 履行実績書（様式第3号）  
※業務内容確認のため、業務内容等が記載されている仕様書等の一部（写）及び履行実績（現在契約中の業務については契約を締結したことを証する書類（写）を添付すること。  
③ 応募者概要書（任意書式）  
④ 納税証明書等（以下の（ア）～（エ）から該当するもの）  
※提出日から6カ月以内に発行されたものに限る。  
（ア）伊賀市内に本店を有する事業者  
・すべての市税〔未納税額のない納税証明書〕＝伊賀市収税課発行  
（イ）伊賀市内に支店、営業所、出張所等を有する事業者  
・すべての市税〔未納税額のない納税証明書〕＝伊賀市収税課発行  
・消費税及び地方消費税〔未納税額のない納税証明書その3〕  
＝所管税務署発行  
（ウ）三重県内に本店、支店、営業所、出張所等を有する事業者  
・すべての県税〔未納税額のない納税確認書〕＝所管県税事務所発行

- ・消費税及び地方消費税〔未納税額のない納税証明書その3〕  
＝所管税務署発行

(工) その他の事業者

- ・法人税、消費税及び地方消費税

〔未納税額のない納税証明書その3の3〕＝所管税務署発行

(6) 仕様書等の閲覧 2020(令和2)年1月22日(水)から2020(令和2)年2月10日(月)まで市ホームページに掲載する。

(7) 質問の受付及び回答

- ① 受付期間 2020(令和2)年1月22日(水)から2020(令和2)年2月12日(水)まで  
※午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)
- ② 受付場所 伊賀市役所企画振興部総合政策課  
伊賀市四十九町3184番地  
電話：0595-22-9620  
電子メール：sougouseisaku@city.iga.lg.jp
- ③ 提出方法 任意様式にて上記の電子メールアドレスに送信し、その旨を電話にて連絡することとする。電話及び直接来庁による質問には応じない。  
※事業実施上必要と認められるものについてのみ回答し、意見の表明と解されるものについては回答しない。
- ④ 回答方法 2020(令和2)年2月19日(水)から2020(令和2)年3月12日(木)まで伊賀市ホームページに掲載することとし、個別回答は行わない。

## 6 参加資格の確認

(1) 参加者の決定

「5 応募方法(5) 提出書類」の内容について確認し、参加資格の有無について決定する。

(2) 参加資格の有無の通知

参加資格の有無について、プロポーザル参加資格確認結果通知書(様式第5号)により申請者に対し、2020(令和2)年2月19日(水)までに通知する。

(3) 参加資格に関する不服申立

参加資格を有さない旨の通知を受けた者は、伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領(平成19年伊賀市告示第256号)第4条に規定する苦情申立書により否認理由の説明を求められることができる。

- ① 提出期限 前号の通知を受けた日から起算して5日以内

※午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを

除く。)

- ② 提出場所 伊賀市役所企画振興部総合政策課  
伊賀市四十九町3184番地
- ③ 提出方法 持参または郵送（郵送の場合は提出期限内に必着）

## 7 企画提案書等の提出

- (1) 提出期間 2020（令和2）年2月19日（水）から2020（令和2）年3月12日（木）まで  
※午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）
- (2) 提出場所 伊賀市役所企画振興部総合政策課  
伊賀市四十九町3184番地
- (3) 提出方法 持参または郵送（郵送の場合は3月12日までに必着）
- (4) 提出書類 ① 企画提案書（かがみ）  
② プレゼン資料（企画提案書（別紙））  
③ 提案見積書（積算内訳書含む。）  
※提出様式については、別添「「伊賀市若者会議」活動支援業務委託公募型プロポーザル 様式集」を参照すること。
- (5) 提出部数 原本（上記（4）①+②+③） 1部  
副本（上記（4）②+③） 10部  
※副本への添付資料については、提案者名が容易に特定できないようマスキング等を必ず行うこと。

## 8 留意事項

- (1) 参加申込書等及び企画提案書等の提出期限後における注意事項
  - ① 書類の追加、修正及び再提出には原則応じることができない。
  - ② 提出書類は、理由のいかんに関わらず返却はしない。
  - ③ 辞退する場合は「企画提案応募辞退届」を提出すること。
  - ④ 市が必要であると判断した場合は、提案内容等について、個別に聞き取りを行う場合がある。
  - ⑤ 提出された参加申込書等については、市が提示した資格条件を満たしているかを確認するものであり、その細部まで法令等に基づく承認を行うものではない。また、事業の実施に当たって許認可等が必要な場合は、事業者自ら関係機関から許認可を得る必要があり、市はこれらの補償は行わない。
- (2) 費用負担  
応募者が本参加申込書等の作成及び企画提案書等に要した費用は、すべて提案者側の負担とする。

(3) 参加申込書等又は企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は無効となることがある。

- ① 提出方法、提出先又は提出期限に適合しないもの
- ② 指定する作成様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの
- ③ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ 「3 提案限度額」を超える見積金額で積算されているもの
- ⑥ 企画提案書（副本）の記載内容において、提案者名が安易に推測できるもの

## 9 プレゼンテーション及びヒアリング審査（非公開）

(1) プレゼンテーション及びヒアリング審査は、市職員で組織する「伊賀市若者会議」活動支援業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）で実施する。

(2) 日時、場所等については、提案者に対し別途通知する。

(3) 順番は、企画提案書等の受付番号順とする。

(4) 時間は、提案者1者あたり40分（提案20分以内、質疑20分程度）程度とする。

(5) 出席者は、説明者を含めて提案者あたり4名以内とする。

(6) プレゼンテーションを欠席した場合は、審査及び選定から除外する。

## 10 提案を特定するための評価基準

分野	番号	大項目（配分）	小項目	評価の視点
理解	1	事業への理解度	伊賀市まち・ひと・しごと創生に関する理解度	伊賀市のまち・ひと・しごと創生に関する現状・課題について理解しているか
			地域再生計画「伊賀市若者会議を核とした IGABITO 育成プラットフォーム形成事業」の理解度	地域再生計画を理解しているか
業務項目	2	組織のあり方検討	第二期活動方針（要点）	伊賀市若者会議の目的を理解しているか 効果的・効率的な体制が構築されているか
	3	運営支援	勉強会の企画・運営（年6回程度）	業務実施にあたっての考え方やコンセプトが妥当か 手法や手順が妥当で実現性があるか

			「まちづくりラウンドテーブル」の企画・運営	業務実施にあたっての考え方やコンセプトが妥当か 手法や手順が妥当で実現性があるか
			地域活性化アイデア等実現支援	業務実施にあたっての考え方やコンセプトが妥当か 手法や手順が妥当で実現性があるか
	4	効果検証・分析	調査・分析力	適切な手法による効果検証・分析を行い、次年度に向けた課題整理ができるものとなっているか
取組体制・遂行能力・プレゼンテーション	5	取組体制	人員体制等	従事者の人員体制は十分か 従事者の業務に関する経験や実績はあるか
	6	遂行能力	課題抽出及びその解決能力	「伊賀市若者会議」の活動実績等から見える課題とその有効な解決策を見出せるか
			全体スケジュール	実現性があるか
7	プレゼンテーション	資料調整力、説得力、協調性	資料がわかりやすいか 説明は論理的で説得力があり、質疑回答を通じ良好な関係が築けるか	
加 点	8	追加提案事項	事業を推進するにあたり有益な追加提案	多くのメンバーが参加できる工夫がされているか
				「ONE TEAM」となれる工夫がされているか
				その他若者会議にとって有益となる提案があるか
見 積	9	コスト	提案見積額	コストは妥当か

## 11 最優秀提案者等の特定

- (1) 審査委員会は、「伊賀市若者会議」活動支援業務委託公募型プロポーザル評価基準書（非公開）」に基づき、企画提案書、プレゼンテーション、ヒアリング審査

及び提案見積金額等の総合評価により審査委員ごとに採点された総合評価点数の合計が最も高い者を最優秀提案者、次に高い者を次点者として特定し、各提案者に対しプロポーザル提案書評価結果通知書(様式第7号)にてその旨を通知する。なお、点数の同じ者が2者以上あるときは、提案見積金額の低い提案者を最優秀者又は次点者として特定する。

※企画提案書の提出が1社の場合でも総合評価により、審査委員会において決定するものとする。

(2) 特定されなかった者は、伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領第4条に規定する苦情申立書により非特定理由の説明を求めることができる。

① 提出期限 審査結果の公表を行った日から起算して5日以内

※午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)

② 提出場所 伊賀市役所企画振興部総合政策課  
伊賀市四十九町3184番地

③ 提出方法 直接持参とし、郵送等は認めない。

## 12 実施スケジュール(予定)

公告、実施要領等の公表	2020(令和2)年1月22日(水)
参加資格確認書等提出期間	2020(令和2)年1月22日(水)から 2020(令和2)年2月10日(月)まで
質問票提出期間	2020(令和2)年1月22日(水)から 2020(令和2)年2月12日(水)まで
企画提案書等提出期間	2020(令和2)年2月19日(水)から 2020(令和2)年3月12日(木)まで
質問への回答の供覧	2020(令和2)年2月19日(水)から 2020(令和2)年3月12日(木)まで
プレゼンテーション及び評価、審査	2020(令和2)年3月下旬
審査結果通知	2020(令和2)年3月下旬
契約締結	2020(令和2)年4月上旬

※日程については、変更する場合がある。

## 13 失格

提案者が、次の各号のいずれかに該当する場合は失格となることがある。

- (1) プロポーザルへの参加資格要件を満たしていない場合又は満たすことができなくなった場合
- (2) 本要領に定める手続以外の手法により、審査委員会委員若しくは関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合



(3) 契約締結できない、又は締結の意思が認められないもの

#### 14 契約手続

##### (1) 業務仕様書の作成

最優秀提案者として特定された旨の通知を受けた者は、速やかに業務仕様について本市とその内容を協議し、業務仕様書を作成する。

##### (2) 契約の方法

業務仕様書が作成されたのち、最優秀提案者と随意契約を締結する。ただし、最優秀者に事故等があり、契約が不調となった場合は、次点者を随意契約の相手方とし契約を締結する。

##### (3) 契約保証金の納付

伊賀市会計規則第99条の規定による。

#### 15 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単価：日本語及び日本円

##### (2) プロポーザル中止又は延期

伊賀市プロポーザル方式実施要綱第17条に該当する場合は、プロポーザルを中止又は延期する場合がある。

(3) 本プロポーザルは、業務施行適格者を選定することから、具体的な業務の実施に当たっては、企画提案書等に記載された内容を反映しつつも、本市との協議に基づいて実施するものとする。

#### 16 担当部署

〒518-8501 伊賀市四十九町3184番地 伊賀市役所

企画振興部 総合政策課 担当 竹森・橋本

電話：0595-22-9620 電子メール：sougouseisaku@city.iga.lg.jp